

第3章 史跡の概要及び現状

1. 史跡指定の状況

(1) 指定内容

指定名称 史跡下野谷遺跡

所在地 西東京市東伏見六丁目 272 番 5、272 番 9、272 番 12、272 番 47、272 番 49、272 番 51、272 番 59、272 番 69、273 番 1、273 番 3、273 番 4、273 番 10、273 番 13、273 番 32、273 番 49、273 番 50、273 番 52、273 番 54、273 番 55、274 番 5、274 番 8、274 番 9、282 番 1、273 番 36

指定面積 13,215.50 m² (指定後地籍更生登記、追加指定分を含む)

指定履歴 史跡指定：平成 27 (2015) 年 3 月 10 日付官報
号外第 50 号 文部科学省告示第 38 号
追加指定：平成 28 (2016) 年 3 月 1 日付官報
号外第 46 号 文部科学省告示第 35 号
追加指定：平成 29 (2017) 年 2 月 9 日付官報
号外第 26 号 文部科学省告示第 13 号
追加指定：平成 30 (2018) 年 2 月 13 日付官報
号外第 29 号 文部科学省告示第 18 号
追加指定：平成 31 (2019) 年 2 月 26 日付官報
号外第 36 号 文部科学省告示第 26 号

(2) 指定理由 (文化庁文化財部監修『月間文化財』より転載)

◇史跡指定 (平成 27 (2015) 年 3 月 10 日)

下野谷遺跡は、武蔵野台地の中央部を貫流する石神井川右岸の台地上の先端部、標高 50 メートルに立地する、縄文時代中期中葉から末葉に属する環状集落跡である。

この遺跡は、戦前から縄文土器が採集される坂の上の遺跡として「坂上遺跡」と呼称されていたが、保谷市教育委員会 (現・西東京市教育委員会) が実施した昭和 48 (1973) 年度から昭和 50 (1975) 年度までの遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を契機に、小字名から「下野谷遺跡」という名称に変更され現在に至っている。その後、平成 3 (1991) 年度以降に頻発した宅地開発や下水道工事に伴う緊急発掘調査により、縄文時代中期の大規模な環状集落であることが判明すると、遺跡の保護を求める動きが活発になった。そこで、西東京市教育委員会では、平成 19 (2007) 年度には遺跡の一部を公有化して下野谷遺跡公園として保護を図った。その後、西東京市教育委員会は遺跡全体の範囲と内容を確認するための発掘調査を平成 21 (2009) ～23 (2011) 年度まで実施した結果、土坑(どこう)群・竪穴(たてあな)建物群・掘(ほっ)立柱(たてばしら)建物群によって構成される直径 150 メートルの環状集落であることが判明した。

この遺跡の構造は、東西 70 メートル、南北 50 メートルの範囲で墓と考えられる土坑群が中央部に密集し、それを環状に取り囲むように竪穴建物群が配置され、さらに掘立柱建物群になると考えられる柱穴群が、環状集落の西側に土坑群と竪穴建物群に挟まれるように細長く半円形に配置される。なお、この遺跡では、これまで縄文時代中期中葉から末葉に至るまでの竪穴建物 107 棟、土坑 166 基が確認されている。遺物は、縄文土器については、縄文時代中期前葉の五領ヶ台(ごりょうがだい)式から後期初頭の称名寺(しょうみょうじ)式まで連綿と出土するが、環状集落の主要な時期を構成するものは中期中葉の勝坂(かつさか)式から中期末葉の加曾利(かそり)EⅣ式である。また、石器としては、石(せき)鍬(ぞく)・石(せき)匙(ひ)・磨製石(せき)斧(ふ)・打製石斧・石皿・磨(すり)石(いし)などが多数出土している。

この下野谷遺跡の谷を挟んだ東側には、東西 300 メートル、南北 180 メートルの範囲に、ほぼ同時期に属する環状集落が近接する。土坑を囲む環状の竪穴建物群と、環状集落の西側に土坑群と竪穴建物群に挟まれるように細長く半円形に配置される掘立柱建物群の構造は下野谷遺跡と類似した構造であり、本来両者は下野谷遺跡西集落と東集落という関係性を有した双環状集落になると考えられる。この東集落については、規模については西集落を凌ぐものであるが、今後遺跡の範囲や内容を精査した上で、保護に関する取り扱いを検討する必要がある。

縄文時代中期の環状集落は関東甲信越に広く分布しており、その中でも、関東南部の武蔵野台地と多摩丘陵は、長野県の八ヶ岳南麓の縄文遺跡群に次ぐ密集度を有し、中規模河川ごとに縄文時代中期の大規模な拠点集落が、数キロメートルの間隔で密集する。これらの中にあって、下野谷遺跡は規模・内容とも傑出した存在であるとともに、遺存状態も極めて良好である。特に、開発が著しい首都圏において、これほど遺存状態の良好な環状集落は極めて珍しい。

このように下野谷遺跡は、関東甲信越に広く分布する縄文時代中期の環状集落の典型例であり、関東南部の環状集落の中では規模は最大級で、その構造も明らかになっており、遺存状態も極めて良好である。よって史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成 27 (2015) 年 2 月号所収「新指定の文化財」より転載)

◇追加指定 (平成 28 (2016) 年 3 月 1 日、追加指定 平成 29 (2017) 年 2 月 9 日

追加指定 平成 30 (2018) 年 2 月 13 日、追加指定 平成 31 (2019) 年 2 月 26 日)

下野谷遺跡は、武蔵野(むさしの)台地の中央部を流れる石神(しゃくじ)井川(いがわ)右岸の台地縁辺部、標高 50 メートルに立地する、縄文時代中期中葉から末葉の環状(かんじょう)集落跡である。

この遺跡は、平成 3 (1991) 年以降に頻発した宅地開発等に伴う緊急発掘調査により、縄文時代中期の大規模集落であることが判明した。西東京市教育委員会は、平成 19 (2007) 年度に遺跡の一部を公有化して下野谷遺跡公園として保護を図った後、遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を平成 21 (2009) 年度から平成 23 (2011) 年度まで実施し、縄文時代中期中葉の勝坂(かつさか)式から中期末葉の加曾利(かそり)E 4 式を主体とする土坑群・竪穴建物群・掘立柱建物群によって構成された直径約 150 メートルの環状集落であることを明らかにした。環状集落の構造は、東西 70 メートル、南北 50 メートルの範囲で墓と考えられる土坑群が中央部に密集し、それを環状に取り囲むように竪穴建物群が配置される。これまで縄文時代中期中葉から末葉に至るまでの竪穴建物 107 棟、土坑 166 基を確認している。

縄文時代中期の環状集落は関東甲信越に広く分布しており、関東南部の武蔵野台地と多摩丘陵は、長野県の八ヶ岳(やつがたけ)南麓の縄文遺跡群に次ぐ密集度を有する。中でも下野谷遺跡は、規模・内容とも傑出した存在であるとともに、遺存状態も良好である。特に、開発が著しい首都圏において、これほど遺存状態の良好な環状集落は極めて珍しいことから、平成27(2015)年に史跡に指定された。

今回、条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成28(2016)年2月号・平成29(2017)年2月号・平成30(2018)年2月号・平成31(2019)年2月号「史跡の追加指定」より転載、4度の追加指定理由はほぼ同様の内容)

2. 史跡の概要

(1) 本質的価値

史跡下野谷遺跡は、縄文時代中期に地域の拠点となった大集落遺跡です。縄文時代中期は、安定した生活の中で豊かな文化が育まれた縄文時代の盛行期に当たり、史跡下野谷遺跡はその時期の集落遺跡を代表する遺跡として、縄文文化や人類史の研究には欠かすことができません。

都心部に残され、自然に育まれた縄文のムラである史跡下野谷遺跡のもつ、本質的な価値(事実から導きだされる普遍的な価値)は大きく以下の5点にまとめられます。

① 典型的な構造が明らかな大規模環状集落

史跡下野谷遺跡の集落は、直径が150mを超え、中央には東西70m、南北50mの範囲で墓と考えられる土坑群が密集し、それを取り囲むように竪穴住居が配置されています。さらに、土坑群と住居の分布の境界近くには、掘立柱建物群になると考えられる柱穴群が半月形にあり、建物が土坑群に沿った形で配置されています。

この構造は、縄文時代中期に関東甲信越に広く分布する環状集落の典型であり、規模も大きいです。

② 縄文時代中期における南関東最大級の拠点集落

史跡下野谷遺跡の集落の存続期間は、土器型式*から中期中葉の勝坂式から中期末葉の加曾利E4式を主体とし、中期前葉の五領ヶ台式から後期初頭の称名寺式まで約1,000年にわたり、連続と続いています。

また土器、石器などの遺物も大量に出土しており、そのなかには遠隔地との交流を示す遺物も多く出土しています。この様相は、地域の拠点となる集落であることを示しています。

史跡下野谷遺跡は、武蔵野台地、多摩丘陵といった関東南部の中規模河川ごとに分布する大規模な拠点集落の中でも規模・内容ともに傑出した存在です。

③ 縄文集落の立地を明瞭に示す

遺跡は、武蔵野台地の中央部を貫流する石神井川の右岸台地上の先端部に位置しています。台地の中央には浅い谷が入り、台地を東西に分けています。崖線下には、現在の石神井川の流れを挟み、縄文時代には沼地状の湿地を呈していたと考えられる低地が広がっています。

台地と低地との高低差がはっきりしており、水場近くの日当たりの良い高台といった縄文時代の集落立地を明瞭に示しているとともに、台地上の谷地形は東西の環状集落を分けた要因と考えられます。また、崖線に茂る緑は、縄文時代の豊かな自然環境を想起させます。

このように、史跡下野谷遺跡を通して、縄文時代の集落の立地と周囲の景観とを理解することができます。

④ 隣接する東集落と双環状集落を構成する

史跡下野谷遺跡と谷を挟んだ東側には、東西 300m、南北 180mの範囲でほぼ同時期の類似した構造を持つ環状集落が隣接しています。

両集落は本来、史跡下野谷遺跡（西集落）と東集落という関係性を有しており、大規模拠点集落に特徴的にみることのできる双環状集落を構成していたと考えられます。東集落域に関しては、遺存状態こそ西集落に劣るものの、規模は西集落を凌ぐものであり、両集落の関係は、史跡下野谷遺跡の拠点集落としての特徴をより際立たせています。

⑤ 都市部において良好な遺存状態を保つ大規模集落

史跡下野谷遺跡は、環状集落のほぼ全域が良好に保存されています。集落遺跡の多くは、開発に伴い実施される発掘調査などにより、その規模や内容が明らかになるため、集落全域の保存と規模や内容の確認・分析が両立できることは極めて稀です。史跡下野谷遺跡は、市民の保護意識の高揚から第1次調査が立案され、当初から保存を視野に入れた調査がなされてきたこと、隣接して拠点集落の性格を補完する下野谷遺跡東集落があり、その調査結果により、史跡の内容理解が促進されてきたことなどから、集落を保護しながら史跡の分析が可能であるという恵まれた状況にありました。

特に開発の著しい都市部において、このように良好な遺存状態を保つ集落遺跡が存在することは稀有なことであり、縄文時代の集落研究にとって貴重な遺跡です。

(2) 構成要素の分布状況

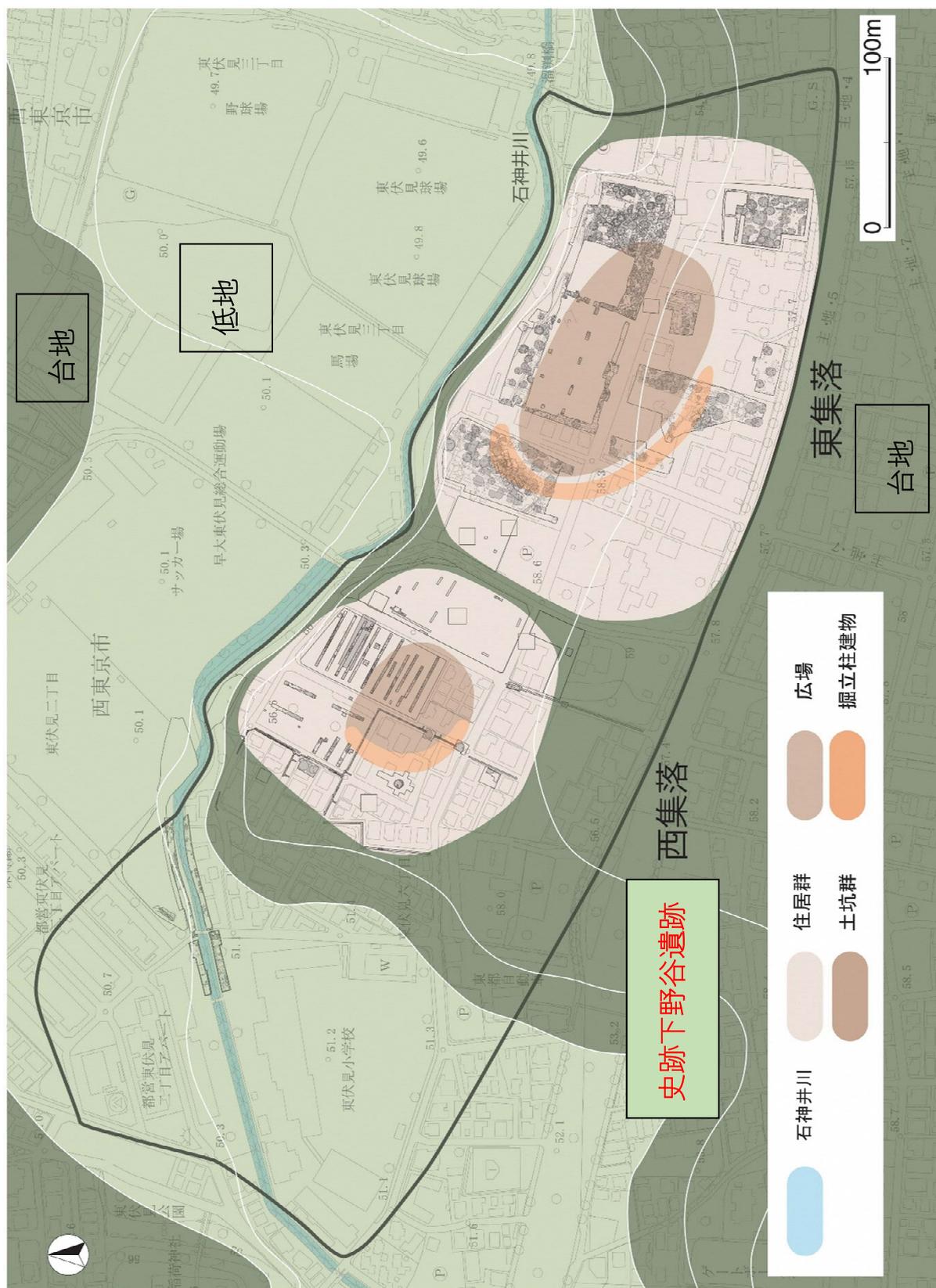


図 13 下野谷遺跡全体図(史跡と周囲の環境)

史跡下野谷遺跡の本質的な価値である「縄文時代中期の典型的な大型環状集落」を構成する要素としては、竪穴住居、掘立柱建物、土坑があります。これらは、これまでの調査や東集落の発掘調査を基に、土坑が密集する広場を中央に、その周辺に、竪穴住居、掘立柱建物が直径約 170 mの環状に配されていると考えられます。

集落の北には石神井川の崖線がせまり、東側の小さな谷を挟んで東集落を望みます。西側は幅広い低地へと下っており、集落の乗る台地は、見晴らし、日当たりの良い場所で、集落の立地には絶好の環境となっています。

整備では、こういった縄文人の選択した立地を示すことができるよう、周辺の景観の保護にも努めながら、構成要素を体験できるように復元し、縄文時代のムラが体感できるような整備を目指します。

現状では、史跡指定地は西集落の一部にとどまっていますが、今後、試掘調査などで集落範囲をより詳細に明らかにし、将来的に西集落の全域を保護・整備していきます。



図 14 西集落（史跡下野谷遺跡）の集落構造

(3) 史跡指定地の現況

平成31年3月現在、史跡指定地のほぼ全域が公有地となっています。引き続き、土地所有者をはじめとする関係者の理解を得ながら、史跡の追加指定と公有地化に向けた取組を行います。

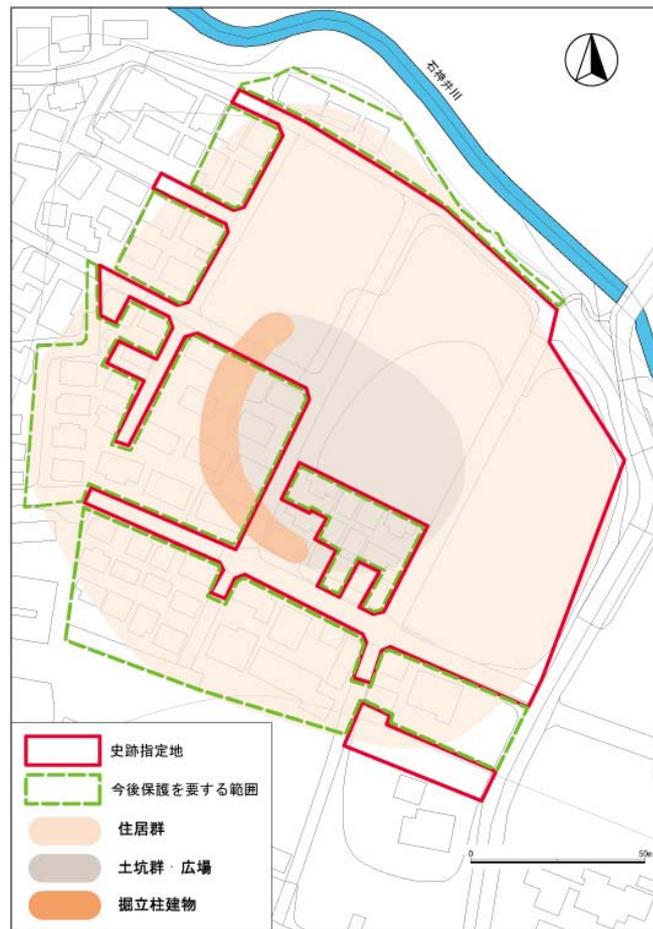


図 15 史跡指定地と今後保護すべき範囲(平成 31(2019)年 3 月現在)

表 2 史跡指定地の土地利用

No.	地番	面積(m ²)	地目	備考	No.	地番	面積(m ²)	地目	備考
					13	東伏見六丁目 273番 49	161.00	公衆用道路	
1	東伏見六丁目 272番 5	85.00	山林		14	東伏見六丁目 273番 50	165.00	畑	
2	東伏見六丁目 272番 9	700.35	公衆用道路		15	東伏見六丁目 273番 52	132.00	畑	
3	東伏見六丁目 272番 12	418.00	畑		16	東伏見六丁目 282番 1	304.00	公衆用道路	
4	東伏見六丁目 272番 47	2,115.00	畑	下野谷遺跡公園	17	東伏見六丁目 273番 32	58.83	宅地	平成28年3月追加指定・平成29年3月地積変更(変更前 58.66)
5	東伏見六丁目 272番 49	84.88	宅地	平成31年2月追加指定	18	東伏見六丁目 273番 54	180.00	公衆用道路	273-4から分筆
6	東伏見六丁目 272番 59	88.13	宅地	平成31年2月追加指定	19	東伏見六丁目 273番 55	606.00	公衆用道路	273-4から分筆
7	東伏見六丁目 272番 69	1,057.00	畑	下野谷遺跡公園 国有財産無償貸付契約(財務省)	20	東伏見六丁目 272番 51	84.94	宅地	平成29年2月追加指定・平成29年12月地積変更(変更前84.8)
8	東伏見六丁目 273番 1	2,619.48	畑		21	東伏見六丁目 273番 36	100.32	宅地	平成30年2月追加指定・平成30年9月地積変更(変更前100.03)
9	東伏見六丁目 273番 3	554.13	畑		22	東伏見六丁目 274番 5	28.00	山林	平成31年2月追加指定
10	東伏見六丁目 273番 4	1,858.00	公衆用道路	平成28年10月分筆による地積変更(変更前 2,645)	23	東伏見六丁目 274番 8	72.52	宅地	平成31年2月追加指定
11	東伏見六丁目 273番 10	516.00	畑		24	東伏見六丁目 274番 9	329.92	宅地	平成31年2月追加指定
12	東伏見六丁目 273番 13	897.00	畑			合計	13,215.50		

3. 史跡の整備・活用のための諸条件の把握

(1) 史跡の活用状況

史跡は、駅や幹線道路の青梅街道に近く、中高層の建物が建つ開発された地域ですが、大学のグラウンドや公園、神社などに囲まれた閑静な住宅街の中にあります。

史跡の一部は、下野谷遺跡公園として整備されています。市民団体主導で行っている「縄文の森の秋まつり」を始めとした史跡の活用事業のほか、学校教育や公民館等の生涯学習などに活用されています。

都立東伏見公園と練馬区立武蔵関公園とを結ぶ石神井川の散策路沿いに位置しており、日常的には、子どもたちの遊び場、地域住民の憩いの場となっています。

(2) 周辺住民等の要望等

◇住民説明会での意見

- ・史跡としての存在感のある整備をしてほしい。
- ・近隣に出土品の展示施設などがほしい。
- ・管理を一元化し、日常の維持管理を工夫してほしい
- ・居心地のよい場所にしてほしい。
- ・排水など、周辺環境の整備もしてほしい。
- ・設備のデザインには工夫してほしい。

◇ワークショップ等での意見

- ・竪穴住居を復元してあるとよい。
- ・下野谷遺跡にアクセスしやすいバスがあるとよい。
- ・出土品に身近に触れられる施設があるとよい。
- ・ベンチなどの休憩所があるとよい。
- ・キャラクターを上手に活用するとよい。
- ・発掘調査のあとが見られるようになるとよい。
- ・発掘体験ができるとよい。

◇「東伏見駅周辺まちづくり懇談会」での下野谷遺跡に関する主な意見

- ・下野谷遺跡公園の整備を早急に進めてほしい。
- ・崖や階段が危険。駅からの道は坂道が危険。まちづくりに活用できていない。
- ・駅から東伏見公園、武蔵関公園、下野谷遺跡公園までの動線の整備と商業の活性化。
- ・観光バスの乗り入れができればよい。

【東伏見駅周辺まちづくり懇談会】

西武新宿線の連続立体交差事業を見据え、踏切が除却された後のまちの将来を考えた「東伏見周辺地区まちづくり構想（平成30（2018）年3月）」を策定するため、東伏見駅周辺の地域住民から委員を募り「東伏見駅周辺まちづくり懇談会」を立ち上げ、意見交換をしてきた。

同構想では、東伏見駅周辺地区の将来像を「石神井川にはぐくまれた里 縄文から未来に続く東伏見～地域資源を活かしたにぎわいと交流がうまれる安全・安心・快適なまち～」としており、下野谷遺跡に関係した意見等を多くいただいている。

(3) 行政上の諸条件の把握

① 史跡下野谷遺跡保存活用計画

史跡下野谷遺跡の保存・管理・整備に関する基本的な考え方をまとめた計画であり、本計画の基礎となるものです。

主な考え方については「第1章1. 計画策定の沿革」でまとめていますが、史跡の整備に関しては以下の方向を示しています。

『史跡下野谷遺跡保存活用計画』で示した整備の方向

- (1) 史跡の本質的価値を伝える整備の姿
 - ①埋蔵文化財の保護を優先した整備
 - ②遺跡立地、縄文的な風景を「体感」する整備
 - ③ムラでの暮らしを「体験」する整備
 - ④みんなで育て、縄文の知恵を「体得」する整備
- (2) 段階的で面的な整備
- (3) 住民生活に配慮した整備
- (4) 歴史・文化を活かしたまちづくりに資する整備
- (5) 新たな保存・活用拠点の設置検討
- (6) 関係する庁内部署・行政機関・各種団体との連携
- (7) 史跡が結ぶネットワークの整備

② 都市計画

◇用途地域

史跡の位置する遺跡の西半部は第1種低層住居専用地域であり、史跡として今後保護を要する範囲には低層の個人住宅等が建築されているなど、大規模な開発を免れています。

◇計画道路

史跡の周辺地域では、西東京都市計画道路3・4・17号線（東伏見線）が計画されています。

◇都市計画マスタープラン

史跡が所在する東伏見地区は、近接する富士町、保谷町、柳沢とともに「東伏見・西武柳沢駅南部地域」として、地域の将来像を、「坂があり、みどりと水に親しめる健康的なまち」としています。

◇東伏見駅周辺地区まちづくり構想

「分野別方針3 みどり・水辺・景観の方針」における「地域資源を積極的に活用し、人々がにぎわうまちづくり」において、地域資源を活用した観光・交流の推進、観光・交流に資する施設の整備、美しい景観やみどりと水のネットワーク形成、下野谷遺跡などの地域ブランドの発信として方針の位置付けがあります。

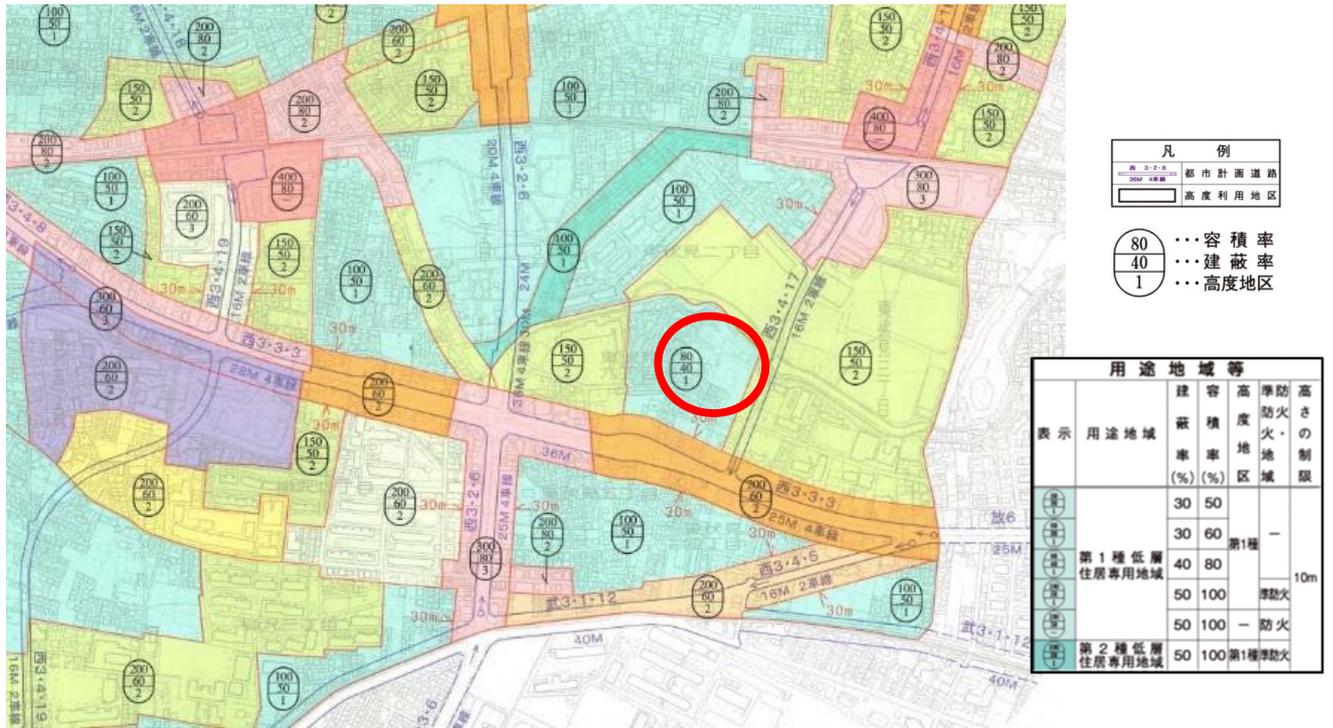


図17 史跡周辺の用途地域

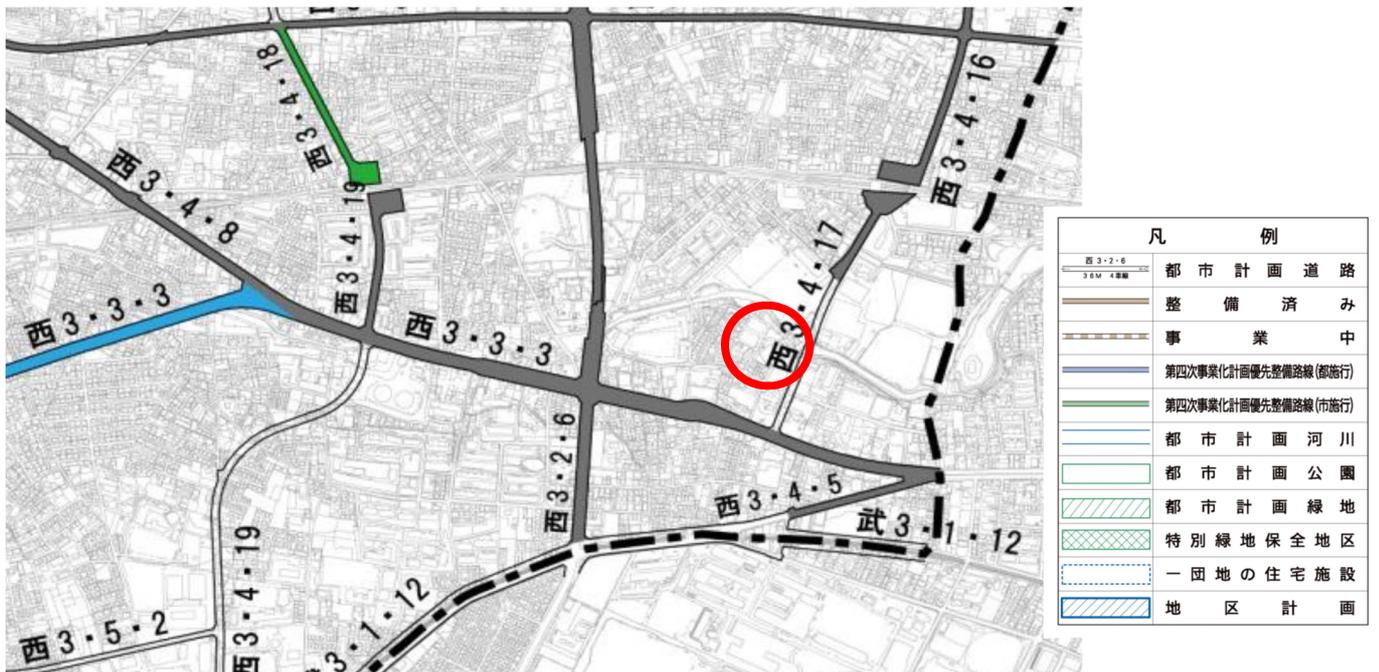


図18 史跡周辺の計画道路

東伏見・西武柳沢駅南部地域

地域の将来像

「坂があり、みどりと水に親しめる健康的なまち」～東伏見・西武柳沢駅南部地域～
 石神井川に向かってゆるやかに傾斜する地形的な特徴を活かした地域づくりを目指します。石神井川や農地・都立東伏見公園をはじめとする公園の保全・整備により、みどりと水に親しめるまちの形成を目指します。学校のグラウンドや社寺、福祉施設などの多様な施設の存在を活かして、健やかに暮らせる健康的なまちづくりを目指します。

東伏見駅周辺地区 将来のまちのイメージ及び分界別方針

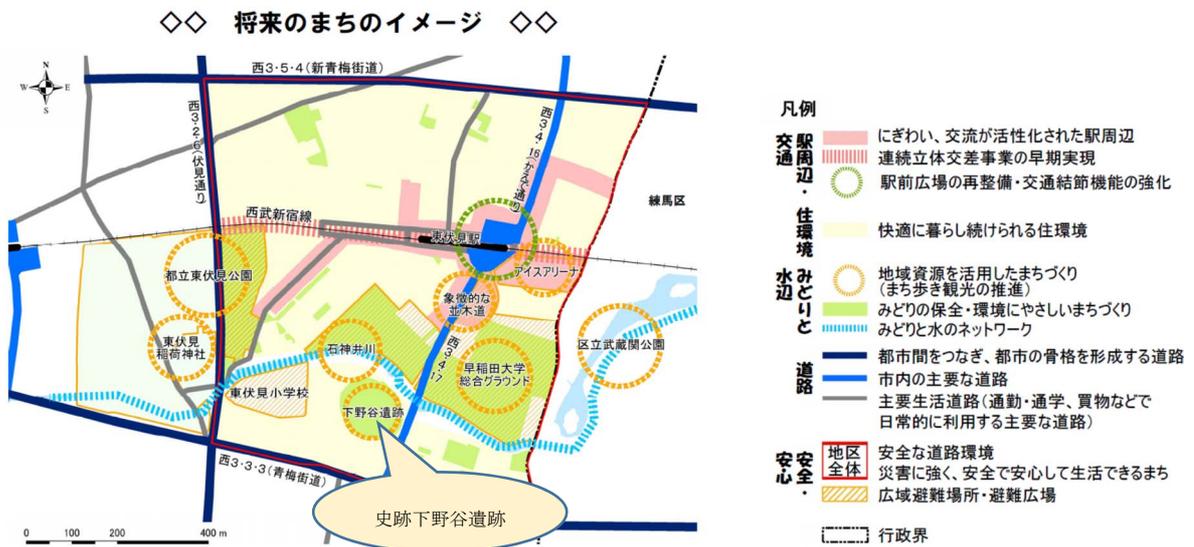


図 19 「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」より

③ みどり重点スポット

西東京しみどりの基本計画(平成16(2004)年策定)では、史跡のある東伏見・西武柳沢駅南部地域の概算緑被率(緑におおわれた土地の割合)は23%であり、市の平均29%を下回っています。しかし、同計画で東伏見・石神井川周辺はみどりのシンボル拠点(緑化重点スポット)と位置付けられており、その後、石神井川の整備や都立東伏見公園の整備などが進んでいます。

また、同計画には、史跡の立地する石神井川沿いの緑の保全も挙げられており、今後はそれに加え、史跡の景観を補完する大切な要素として、その植生なども含めて考えていく必要があります。

4. 史跡整備に向けた課題の整理

次章以降で示す整備の理念や方針、基本計画において課題となる点を、以下のとおり整理します。第5章の各項では、これらの課題を解決する具体的な方法を個別計画にあたる各節の中で述べます。

表3 整備における課題

課題	解決のための計画 (○数字は第5章の節の数字に対応)
全体方針に関わる課題	
史跡指定地は、今後保護すべき範囲（西集落）の全域に及んでいない。	【1. 全体計画】 【2. 史跡保存】
史跡指定地には、下野谷遺跡公園、市道、下野谷遺跡用地があり一体的な整備がなされていない。	【1. 全体計画】
現況では「縄文らしさ」「史跡らしさ」を感じられない。	【1. 全体計画】 【7. 遺構表現】 【8. 景観・植栽】
史跡指定範囲外に双環状集落を構成する東集落がある。	【6. 案内・解説等】 【13. 活用】
崖線部は指定候補地に入っていないが、バッファゾーンとして一体的に考える必要がある。	【1. 全体計画】 【11. 周辺環境】
史跡の保存・調査に関わる課題	
整備においては史跡の保存を第一に考えなければいけない。	【2. 史跡保存】
史跡指定地の東の擁壁が老朽化しており、史跡の保護にも影響する可能性がある。	【2. 史跡保存】
西集落においては、復元整備のための調査・分析が不足しており、全体像が見えにくい。	【3. 調査等】
史跡地内の整備に関わる課題（造成・動線）	
現況の地形は、縄文時代の古地形とは異なる。	【3. 調査等】 【4. 地形造成等】
下野谷遺跡用地は、盛土をしたのみで土砂の流出等の問題がある。	【4. 地形造成等】
給排水設備の見直しをする必要がある。	【4. 地形造成等】
整備予定地内の市道は生活道路として使用されており、整備後も機能確保が必要である	【5. 史跡内動線】
集落の立地が体感できる動線の工夫が必要である。	【5. 史跡内動線】
復元ゾーンには縄文を感じる景観を損なわない整備が必要である。	【5. 史跡内動線】

課題	解決のための計画 (○数字は第5章の節の数字に対応)
史跡の正式な標識・標柱がない。	【6. 案内・解説等】
説明板が不足しており、既存のものも老朽化している。	【6. 案内・解説等】
既存のVRは、下野谷遺跡公園にのみ対応している。	【6. 案内・解説等】
環状集落をイメージするためには複数の遺構を表現したほうが良い。	【7. 遺構表現】
現存の竪穴住居の模型はサイズが実寸の3分の2のスケールとなっており、老朽化も進んでいる。	【7. 遺構表現】
史跡と周辺環境整備等に関わる課題	
現在の植生が縄文時代の景観にそぐわない。また植栽の配置が集落の構造と合っていない。	【8. 景観・植栽】
近隣住民の生活や安全に、より配慮した植栽が求められている。	【8. 景観・植栽】 【9. 安全・快適】 【11. 周辺地域】
下野谷遺跡用地には樹木がなく、日陰や休める場が少ない。	【9. 安全・快適】
史跡が住宅地に所在しており、住環境への配慮が必要となる。	【9. 安全・快適】
トイレが整備予定地の中央にある。多目的用トイレのみで数が少ない。	【9. 安全・快適】
夜間は暗く、安全性への配慮が必要になる。	【9. 安全・快適】 【11. 周辺地域】
史跡指定地の東側に隣接して都市計画道路の計画があるが、現在は大型バスがアクセスできる道路がない。また、周辺に駐車場がない。	【10. アクセス】 【11. 周辺地域】
史跡へのアクセスを示す看板等が不足している。	【10. アクセス】 【11. 周辺地域】 【12. 地域活用】
史跡指定地には、整備予定地のほか、追加指定地の取得による飛び地状の部分や生活道路がある。	【10. アクセス】 【11. 周辺地域】
周辺のみどりや石神井川は縄文時代の集落生態系に大切な要素である。	【11. 周辺地域】
活用・管理・運営に関わる課題	
他の文化財や地域資源などとの連携が不足している。	【12. 地域活用】
市民活動は活発だが、市民協働の体制・システムが未整備である。	【13. 活用】
地域全体で史跡を活かす仕組みが必要である。	【12. 地域活用】 【13. 活用】
史跡の魅力を高め、発信する仕掛けが必要である。	【12. 地域活用】 【13. 活用】
史跡周辺に展示や管理、活用の拠点となるガイダンス施設がない。	【13. 活用】 【14. 公開・活用施設】
下野谷遺跡公園、下野谷遺跡用地、道路で管理部署が分かれている。	【15. 管理・運営】